

# 防府市国際交流事業補助金交付要綱

平成5年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における国際交流活動の推進に寄与するため、姉妹都市において、または姉妹都市から個人及び団体を引き受けて、交流事業を実施する本市の市民及び本市内の団体に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助対象事業)

第3条 前条の補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) スポーツ交流事業
- (2) 学術、芸術及び文化交流事業
- (3) 教育交流事業
- (4) 青少年及び女性交流事業
- (5) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動にかかわる事業
- (3) 公共の安全又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (4) この要綱による補助金のほかに、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体から助成を受け又は受けようとする事業

3 姉妹都市において交流事業を実施する場合の参加人員は、3名以上とし、この要綱による補助金を利用して参加した者は、当該年度を含め3ヶ年はこの補助金の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内とし、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 姉妹都市において交流事業を実施する場合は、参加人員1人につき1万円以内とし、1事業につき10万円を限度とする。

(2) 姉妹都市から個人または団体を引き受けて交流事業を実施する場合は1事業につき20万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市国際交流事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市国際交流事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「事業者」という。）は、補助事業完了後、速やかに防府市国際交流事業補助金実績報告書（第3号様式）及び防府市国際交流事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の実績報告書及び補助金交付請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知するとともに、補助金を速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の実施を中止したとき。
- (3) その他補助金の交付を受けることが適当でないと認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

防府市国際交流事業補助金交付申請書

国際交流事業を実施しますので、防府市国際交流事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申 請 額 円

（添付書類）

- 1 事業計画書（事業の目的及び内容を記載した書類）
- 2 収支予算書

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

防府市国際交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市国際交流事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、防府市国際交流事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

なお、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。

記

決 定 額 円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

防府市国際交流事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のありました防府市  
国際交流事業補助金について、防府市国際交流事業補助金交付要綱第7条の規  
定に基づき、実績報告書を提出します。

（添付書類）

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

防府市国際交流事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のありました防府市  
国際交流事業が完了しましたので、防府市国際交流事業補助金交付要綱第7条  
の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金請求額 円

（補助金交付決定額）